

平成 24 年 8 月 28 日 (火)

ゆとりとみどり振興局企画部担当係長、市職ゆとりとみどり振興局支部書記長との事務折衝

(支部)

- ・ 宿日直センターや指定管理者から、夜間・休日に緊急連絡があつて業務対応した場合、勤怠の取り扱いについて所属の見解を伺いたい。

(局)

- ・ 宿日直センターなどからの緊急連絡に対し、業務上対応する必要がある場合は超過勤務命令や休日出勤命令により対応することとされている。

(支部)

- ・ 宿日直センター等からの緊急連絡窓口が係長となっているが、超過勤務命令等により業務として対応するならば、電話連絡は命令権者としての管理監督者が受け、係長や係員に超過勤務等を命じるべきではないのか。

(局)

- ・ 緊急連絡窓口や超過勤務命令等について、業務の実態に応じて整理を図りたいので、改めて事務折衝を行いたい。